

令和3年度第2回三重県社会福祉審議会 議事概要

日時：令和4年2月7日（月）10:00～12:00

開催方法：オンライン（Zoom）

【出席委員（敬称略、五十音順） 16名】

青山 弘忠、安部 悦子、伊藤 卓也、井村 正勝、牛場 誠、鵜沼 憲晴、
柿本 宏枝、加藤 隆、北村 香織、吉良 勇藏、小林 一也、竹内 茂、
田中 智也、谷 眞澄、対馬 あさみ、速水 正美

～開会（挨拶・自己紹介等）～

【報告事項】

（1）「三重県ひきこもり支援推進計画」（最終案）について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○伊藤委員

県の取組内容はよくわかったが、資料「県における支援体制の基本的な考え方」にあるように、民間団体のなかに企業が入っていないような気がする。就労支援も含めて、企業側の受け入れ・理解も必要になってくると思う。計画にも、企業へのアプローチに関する記載があまりなかったように感じるが、どうか。

○事務局（中出推進監）

県としても、民間事業者との連携を非常に重要視している。別冊P.43に記載しているが、ひきこもりに関して3年間で正しい理解を促進していきたいと考えている。民間事業者のなかでも、従業員に当事者を抱えている事業者もあると思っており、事業者の関係団体へもしっかり働きかけを行っていきたい。本日ご欠席だが、みえ次世代育成応援ネットワークの佐野様にも事前にお話しさせていただいており、来年度以降、普及啓発にあたってはしっかり連携しながら取り組んでいきたいと考えている。

社会参加・活躍支援にあたっては、就労の練習・訓練の機会について、事業者の皆様方に受け皿をしっかりと確保いただきたいと思います。そうした働きかけもしっかりと進めていきたい。別冊P.46のとおり、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業においても事業所の開拓をしっかりと進めていきたい。

○伊藤委員

病院で障がい者や発達障がいの子どもを診ており、そうした方の就労支援に関

わっているが、企業側がもう少し理解していただけるとうまくいくようなケースもある。就労したが継続できずに退職してしまうと、それがひきこもり等のきっかけになる可能性もあると思う。本人への支援ももちろんだが、社会への支援、アプローチも必要だと思うのでご検討いただきたい。

○竹内委員

市町の社会福祉協議会では生活困窮者の相談支援事業を実施しており、補足資料P.9のように、市町でのネットワークがすでにできていると思う。

桑名市では、就労支援において、最初の面接から就労支援につなげるまで、同じ方に入っただき事業を進めている。県内で、ひきこもりの方への支援も進んでいるのではないかと考えている。

企業との連携についても中間的支援が大事で、当事者のほとんどの方はいきなり就職するのは難しいと思う。法人内にも、中間的就労の後にパートで就労されている方もいる。企業や地域の自治体において、桑名市では特に子ども食堂等の場で、地域の方の温かさに触れていただき就労につなげるという取組が行われている。中間的就労への企業の協力も増えてきている。

○事務局（中出推進監）

桑名市社協の取組のように、当事者の方はすぐには就労に結びつかないケースが多いが、子ども食堂や学童保育等で子どもと接してサポートするなかで自己肯定感や自己効用力が高まる、と経験者の方からも聞いている。こうした機会の提供のほか、今後はひきこもりサポーターの制度も検討していきたいと考えており、経験者ならではの視点から当事者や家族の方に寄り添うような活動にも参画いただきたい。経験者の方が活躍できる環境づくりもできればと考えている。

○小林委員

別冊P.52「計画の進行管理」について、令和6年度の数値目標が70%と示され、70%になった理由は先ほどのご説明のとおり理解している。そのうえで、目標項目の「『ひきこもりに関する理解が進んだ』と感ずる県民の割合」について、「理解が進んだ」とは何をもって測るのか疑問に残る。県民の方にアンケート等をしたとしても、どのように答えればよいのか悩むと思う。

先ほど、伊藤委員からは企業側の理解を求めべきという意見、竹内委員からは地域での中間的就労への支援の事例紹介があった。そのようなことを理解していれば「理解」となるのか、計画を理解していれば「理解」となるのか、指標が曖昧で答えづらいと思う。答えづらい指標をもとにして、目標を達成したとは言えないのではないかと。

事務局として、どのようなところで理解が進んだと測ろうと思っているのか、具体的に教えていただきたい。

また、相談支援機関の割合についても同じ70%となっているが、もっと高い数値でなければいけないのではないかと。県民の割合の70%を達成しようと思えば、

支援体制を整える側の相談支援機関がより進んでいる必要がある。この数値目標では県民の割合が70%を超えないと思えないが、これらを同数値とした根拠を教えてください。

○事務局（中出推進監）

全体の目標をどう表すか難しいところはあるが、県民の割合については、県として、3年間でひきこもりに関する理解促進を目指し、毎年度、講演会等の効果的な普及啓発を行っていきたいと考えている。先日開催予定だった「ひきこもり支援フォーラム」を来年度に延期とさせていただいたところだが、こうした場でアンケートをとり把握したいと考えている。

特に、ひきこもりについては、甘えや怠け、親の育て方が悪い等のマイナスイメージが根強く残っており、誤解や偏見がまだまだ生じている。計画では、ひきこもりは誰にでも起こることであり、いつでも立ち止まることができ、小休止してもよいというメッセージを示しており、そういった理解度を捉えたいと考えている。

また、「支援体制の整備が進んでいる」支援機関の割合が70%では低いのではないかというご指摘について、計画全体の施策を推進するなかで、現在300弱の相談支援機関が、切れ目のない支援体制を構築できていると認識しているかを、取組状況の把握のための指標として置いている。70%の根拠として、民間企業でも用いられている考え方から達成度合いを表している。

○井村委員長

相談支援機関の割合が70%より高くあるべきだという意見をいただいたが、どうか。

○事務局（中出推進監）

70%の根拠について、より高ければ良いのではないかとの議論があると思う。本来ならば各機関が3年間でしっかり進んでいるべきで、100%は本当の努力目標ではあるが、実際に挑戦して目指す目標としては置きづらい。現時点では、民間企業が用いている組織的な目標の達成度や県総合計画における県全体の施策推進の達成割合に70%を使っていることを参考に設定している。

○小林委員

数字だけにこだわっているのではなく、広く県民の方に理解をしていただくとともに、企業も含めて広がることを願って意見をさせていただいた。

県民の割合については、フォーラムの参加者に対して啓発の後にアンケートを行うのであれば、相談支援機関の数字が70%であっても、当然達成されるべき目標数値になりうると思う。望みとしては、県民の割合について、関心のある方ではなく、現在関心のない方に関心をもってもらうという視点があるべきだと思うが、結果が得られにくく、アンケートのとり方によって数値が左右されることもあるため、今回の目標数値の設定については理解した。

○安部委員

資料のなかで、いくつか「場」という言葉が出てきた。プレワークの場として子ども食堂が挙げられていたが、そのほかに具体的な「場」として、どのようなところが挙げられているのか教えていただきたい。

○事務局（中出推進監）

ひきこもり当事者のための居場所として、モニタリング指標に位置づけている。居場所の考え方としては、家庭以外で安心・安全に過ごせるような場所、特にひきこもりの方が社会とつながる最初のステップになる場として捉えている。

現在6か所と記載しているが、すでに民間団体で居場所をつくる動きもあると聞いており、令和3年度の状況を現在調べているところである。

当事者が社会とつながる場となる居場所をつくっていくうえで、当事者からは、「地域の身近なところで居場所があると良い」という声がある一方、「知り合いがいると身近なところは行きづらい」という声もある。そこで、居住地に関わらず、市町を越えた形で広域的に利用できる居場所づくりを検討していく必要があると考えており、来年度以降、デジタル技術を活用した電子居場所や、複数市町で連携した広域的な場づくりを検討していきたい。

（2）今後の福祉行政における課題等について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○伊藤委員

病院のリハビリテーションで発達障がいの子どもの関わっている。市からの相談にもあるが、明らかに発達障がいの子どものもいる一方で、いわゆる「グレーゾーン」、診断名がつくまでではないが特徴があって学校生活がうまくいっていない子どもが多い。グレーゾーンの子どもの手帳がとれず、診断名もつかないためリハビリテーションを受けられない状況である。そうした子どもたちが制度の狭間に陥らないよう、うまく支援できる仕組みをつくっていかれたらと思う。

○事務局（中村副部長）

県では、子ども心身発達医療センターにおいて発達障がいの子どもの支援を行っている。「ボーダー」といわれるさまざまな特性のある発達障がいの子どものいるなかで、保育所や幼稚園での CLM 導入も進めながら、幅広く子どもたちへの支援ができるよう取り組んでいる。さらなる導入促進については課題であり、今後検討していきたい。

○谷委員

資料 P. 15 について、医療的ケア児が増えてくるなかで、訪問看護を充実させて

いく必要がある。現在、看護協会と訪問看護ステーション協議会で進めているが、訪問看護は 2.5 人で開設できるため、規模が小さいところが多く、運営が厳しい状況がある。三重県は人口あたりの訪問看護師数も少ない。市町（行政）や医師会との連携、特に市町（行政）との連携を密にしていく必要があるが、なかなか進みにくい。市町との連携について、県からの支援も必要だと思うが、どうか。

○事務局（中村副部長）

医療的ケアについては新しい法律もでき、今後より支援を充実させるため、来年度から相談センターの設置等に取り組むたいと考えている。医療的ケアが必要な方や重度心身障がいの方など本当に困っている層に支援を届けていく必要があり、県としても今後より充実させていくべきだと思っている。看護協会の皆様にも、引き続きご協力いただきたい。

○事務局（内藤 長寿介護課長）

訪問看護について、訪問看護ステーションでは人材不足だと認識している。そのうえで 2.5 人の配置が必要であり、人数的にもやりくりが難しい状況にある。

県としては、訪問看護をしていただく方の人材育成を行うとともに、訪問看護ステーションについては共同でサービスを行っていただく試みを進めている。引き続き、訪問看護の充実を図っていきたい。

訪問看護の事業所数は徐々に増えている一方で、その質を高める必要がある。市町との連携体制については、医療と介護の連携として、各市町で医療関係者と介護関係者の研修や課題検討の実施等、さまざまな連携方法を模索していただいている。今後、在宅医療における訪問看護の位置づけや地域における役割分担等の検討を充実させていきたい。いただいたご意見は、ヒアリングや意見交換の際に市町にお伝えし、県と市町で在宅医療の充実を図りたいと考えている。

○対馬委員

資料 P. 10 について、民間団体によって子ども食堂等の居場所は展開されており、居場所の数は前年度から増加し、現在県内で 78 か所ある。居場所が 1～2 か所だった 6 年前から大きく増加している。子ども食堂は、民間団体がボランティアで実施しているところがほとんどで、地域の方々ができる範囲で取り組んでいる。体制整備が進むよう展開されていくためには連携・協働が必要で、市町の理解が進み、場所の提供にも協力いただけたらと思う。

子どもたちが安心して集まれる、地域とつながれる場所があることが大事であり、学校や企業との連携が重要だと思っている。現在「中学校カフェ」という取組をしているが、子どもが自由に過ごせる場所があることで、たくさん子どもたちが来てくれている。今後は、子どもたちがすでにいる場所を居場所として活用していくのが良いと思う。特に、高校生は学校を辞めると制度の狭間に陥ってしまうケースもあるため、高校でそうした場が開けると良いと思っており、学校の先生や地域の大人の理解が必要だと考えている。

また、就労支援について、農業や介護の分野での中間的就労は多いが、パソコンに関わる事務分野が少ない。幅広く就労支援ができる場所があってほしいと思っており、企業の協力や理解がとても必要である。

子どもの育ちを支える意識の向上について、民間団体はもちろんだが、企業や学校との連携が必要であり、民間団体からのアプローチだけでは進みづらい部分もあるため、県や市町から連携の必要性を周知していただきたい。

○事務局（中村副部長）

民間団体だけに任せるのではなく、行政もサポートしながら、皆さんと連携して取組を進めていきたい。今年度の調査で、経済面や場所等、持続的に取り組んでいくうえでの課題もあると聞いている。企業や団体の皆さんと連携しながら、将来的にはどの小学校区にも居場所があるように、県としてもさまざまなサポートをしていきたい。

○小林委員

社会福祉を進めていくうえで、小中学校・高校も含め公的な学校へのさまざまな期待があると改めて感じている。学校は、福祉の啓発の場でもあり、直接の支援の実践の場でもあると捉えられていると思う。

まず、子ども食堂について、校区内の子ども食堂が経営に苦戦しており、なかなか子どもが来ない状況で、学校からも啓発をしてもらいたいとの声があったが、学校の立場からは保護者には声をかけづらい。経営がうまくいっている子ども食堂の実践事例があれば、子ども食堂のネットワークを通して教えていただきたい。

次に、ヤングケアラーについて、学校の毎月の報告のなかにも、ヤングケアラーに該当する子どもがいないか調査が入ってきている。特に、外国にルーツをもつ子どもについて、コロナ禍で大人同士の交流が難しくなっており、例えば、日本ではヤングケアラーという認識だが、外国ではお手伝いの範囲内という文化的な違いがある状況である。こうした状況があることを皆さんにも認識いただきたい。

さらに、医療的ケア児への支援について、四日市市内で、医療的ケアを必要とする子どもが普通学級に入学するケースが増えており、ほとんどの子どもが流動食を必要としている。保護者からは学校給食を使った流動食を望む声が多いが、医療的ケア担当職員は流動食までは対応できず、学校の職員は万が一の事故を考えたときに毎日流動食を作ることは難しい。結果的には、保護者が学校に来て流動食を作ってもらうこととなり、その保護者は仕事に就けず経済的に苦しい状況に陥ってしまう。医療的ケア担当職員の仕事範囲の見直しも必要ではないかと思う。

加えて、ひきこもり支援におけるデジタル化の活用について、「ひきこもり」というと、小中学校ではいわゆる「不登校児」となり、コロナを機に不登校になった子どもが非常に増えている。現在、コロナを機に不登校になった子どもと、コロナ以前から不登校だった子どもの区別がつかなくなりつつある状況である。

以前から不登校だった子どもについては、文科省から、デジタルで公開した授業にオンラインで出ると出席扱いとなるという通知が出ている。コロナ禍で休もう

か悩んでいる家庭の保護者がその情報を得ると「自分の子どももオンライン授業をしてもらったら出席扱いになる」と思われてしまい、そうした情報が広がってしまっている。結果的に、子どもが家から出られる、登校できる機会がなくなり、デジタル化が違う方向に進んでしまうのではないかと危惧している。

学校としては、コロナ禍で学びをとめないように、なんとかして学校に来てもらえる機会を作らなければと思い、悩みに悩んでいることを共通認識としていただきたい。

○事務局（中村副部長）

子ども食堂について、好事例や実態調査の結果も含めて、さまざまな情報を学校にも提供していきたい。

ヤングケアラーについて、まずは現状を調べるべきだと思っている。特に、外国にルーツをもつ子どもへの対応は、児童相談の現場でも課題になっており、多文化共生に関わる NPO 等とも協力しながら、鈴鹿市や四日市市等でもカバーできるよう対応を広げていきたい。

医療的ケアについては、相談機能をもたせ、ネットワークを充実させるなかで、どのような対応ができるか検討していきたい。

ひきこもり支援においては、デジタル化の影響についての意見もあるが、まずは取り組んでみて、試行錯誤しながらより良い進め方を検討していきたい。

全体を通して、子どもの課題は、学校抜きにしては考えられないと思っており、子どもの貧困対策においても、学校がプラットフォームだと言われている。学校の先生方も大変だと思うが、子どもの福祉の充実のため、今後ともご協力をお願いしたい。

○井村委員長

自身も PTA 会長の経験があるが、学校からは言えないことも PTA 会長からは言える場合もある。そうした機能も利用してはどうか。

○小林委員

多くの学校が PTA から協力いただいております、特にコロナ禍で PTA の協力なしには進められない状況である。地域的なつながりによって PTA との関係性も異なってくるが、地域の実情もふまえ、力を携えて、今後とも取り組んでいきたい。

○牛場委員

資料 P. 14 について、発達障がいを中心に生きづらさを感じる子どもが多く、そうした子どもや家族への支援については、医療機関における的確なアセスメントや診断が必要だと考えている。幼稚園や小学校等の教育機関が医療機関の受診を促すことが多いなかで小学校のもつ役割は大きいと感じている。

弁護士として学校と関わっていると、医療機関への受診の促しに応じない非協力的な保護者がいるが、そうした保護者には幼稚園や小学低学年の時に医療機関

を受診した経験がある。切れ目のない支援のために医療機関につないだことで、切れ目のない支援が失敗してしまった事例を多く聞いている。

切れ目のない支援を実践するためには、失敗事例からどのような連携がふさわしいかを考える必要がある。医療機関と教育の連携が必要だといわれるが、県では失敗事例にかかる情報収集を行っているか教えていただきたい。

また、デジタル技術の推進について、高齢者・障がい者への虐待防止委員会に参画し、各市町において虐待防止に取り組んでいるところである。虐待対応においては丁寧な事実確認を行っているが、1件あたりの市町職員の負担が増えている。職員の負担軽減のためのデジタル技術の活用方法について、県が広域的に検討し、成功事例を市町に提示できると良いのではないかと考えている。

○事務局（中村副部長）

家庭では問題なく過ごせるが、保育園等の集団の場では問題が起こるケースもある。医療機関の受診も増えており、子ども心身発達医療センターが中心になって取り組んでいるが、先生方からは受診しなくてもよい子どもも多いと聞いている。県では、各市町での発達支援アドバイザーを養成するとともに、幼稚園・保育所での CLM 導入促進を行うことで、医療の充実に加え、身近な地域での支援体制づくりを進めている。

事例共有については、これまで養成した 80 人以上のアドバイザーが集まる発表会等において、成功・失敗事例の共有や意見交換を行っている。施設内虐待が後を絶たないなかで少しでも減らしていくため、弁護士や社会福祉の先生方の協力も得ながら、職員への研修も充実させていきたいと考えている。

○井村委員長

先日、朝日新聞（1月24日）に「強い先生 本当はみんなのおかげ」という記事があった。盛岡市の中学校で、腹痛等を理由に保健室に来ていた子どもが本当は課題をもっており、先生がその悩みを聞いていたが、その子どもたちが卒業後に先生を助けていた、という事例があったので紹介したい。

～閉会～